

高年齢労働者の 安全と健康の確保と その支援策について

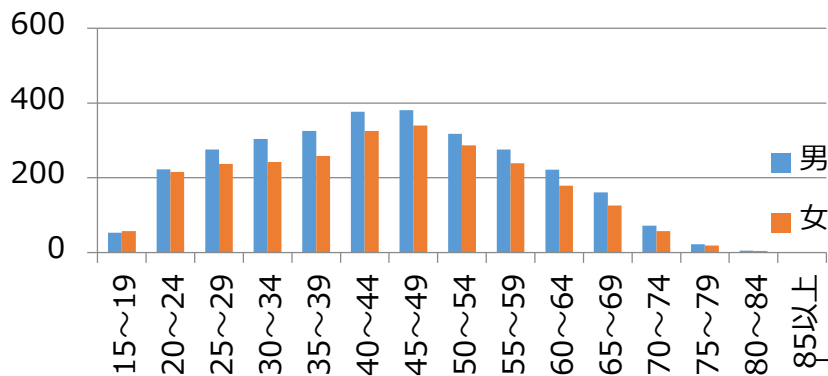
岡山労働局労働基準部健康安全課長

高松 達朗

高齢労働者を取り巻く状況

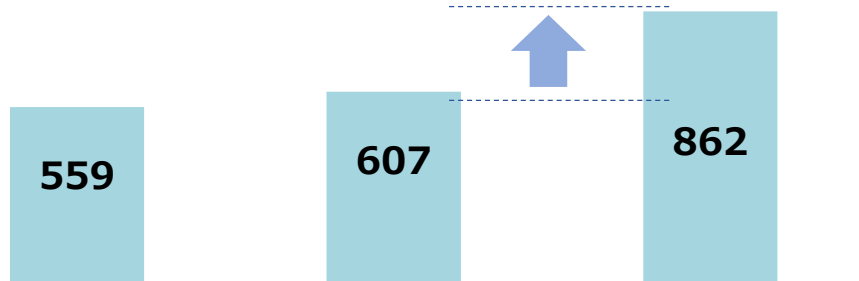
- 特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業において働く高齢者が増えており、60歳以上の雇用者数は過去10年で1.5倍。
- 労働災害による死傷者のうち、60歳以上の労働者が占める割合は過去10年で約18%から約26%に。
- 女性労働者においては、加齢による労働災害発生率の上昇が顕著。
(25～29歳と65～69歳の比較で、男性：2.05→4.06、女性：0.82→4.00)

年齢別・男女別 労働者数



労働力調査(基本集計・年次・2018年)雇用者数(役員除く)単位:万人

<65歳以上就業者数(万人)>



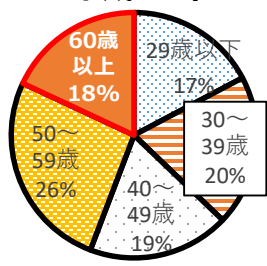
2007

2012

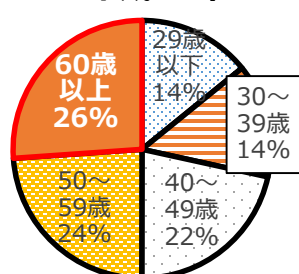
2018

総務省「労働力調査(基本集計)」、「労働力調査(詳細集計)」厚生労働省「職業安定業務統計」により作成

平成20年

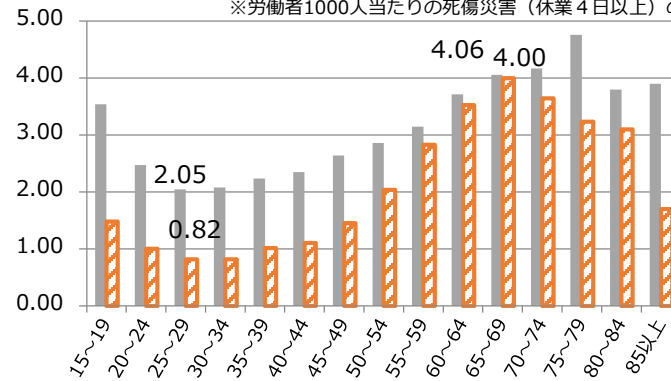


平成30年



年齢別死傷災害発生状況(休業4日以上)

※労働者1000人当たりの死傷災害(休業4日以上)の発生件数



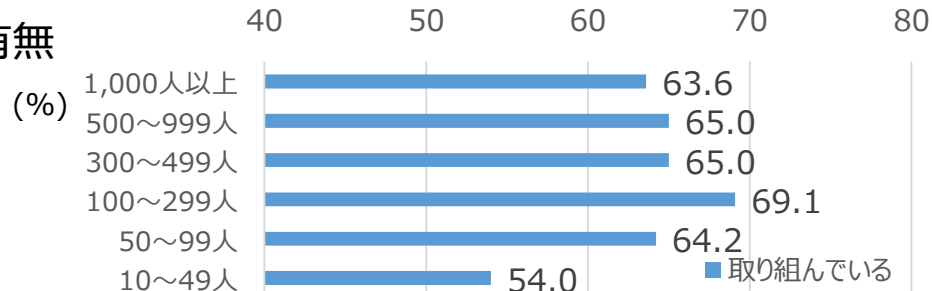
平成30年 年齢別死傷災害発生状況(休業4日以上) 灰色が男性、橙が女性

高齢労働者を取り巻く状況

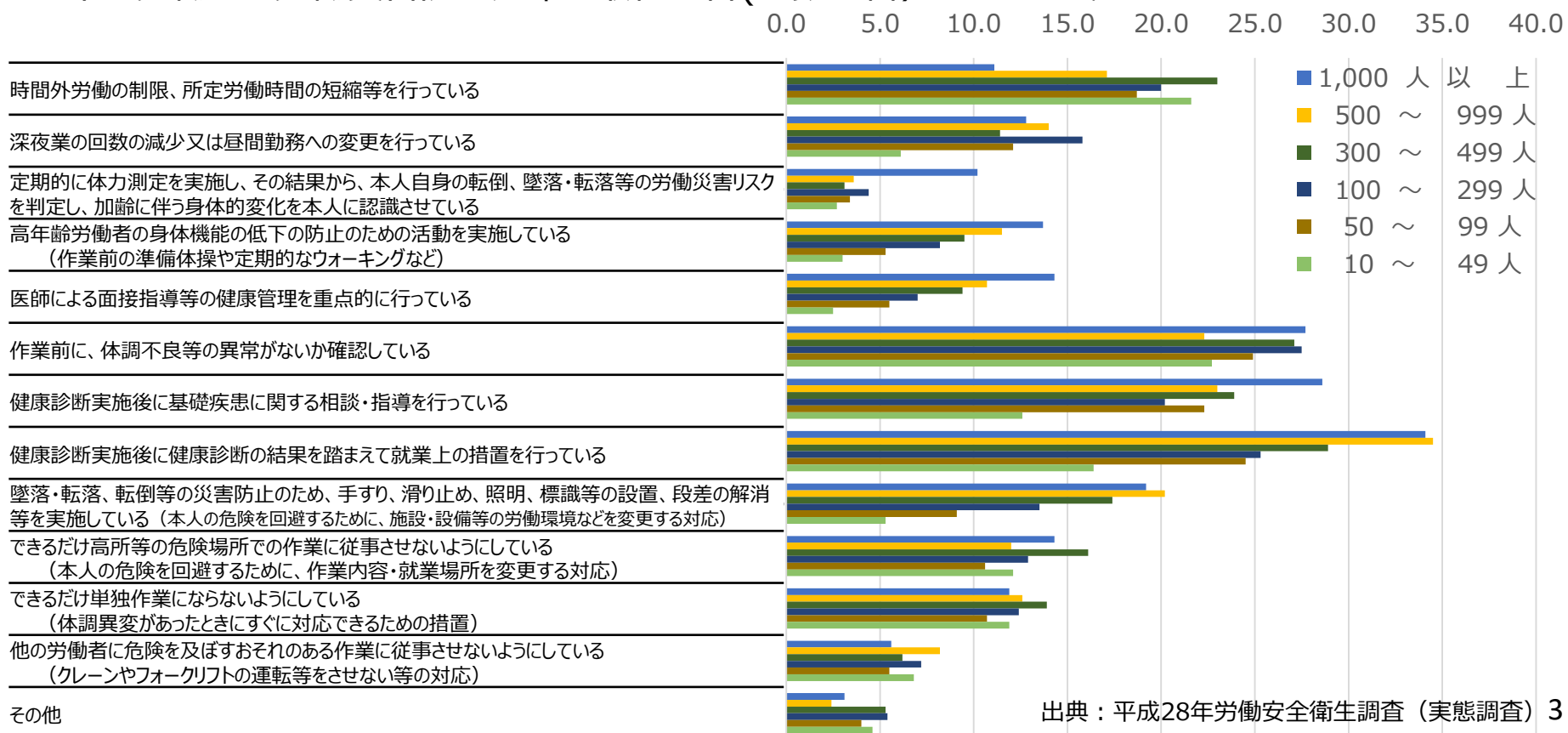
1 高齢労働者の労働災害防止対策の取組の有無

取り組んでいる	取り組んでいない	不明
55.7	40.4	3.9

出典：平成28年労働安全衛生調査（実態調査）



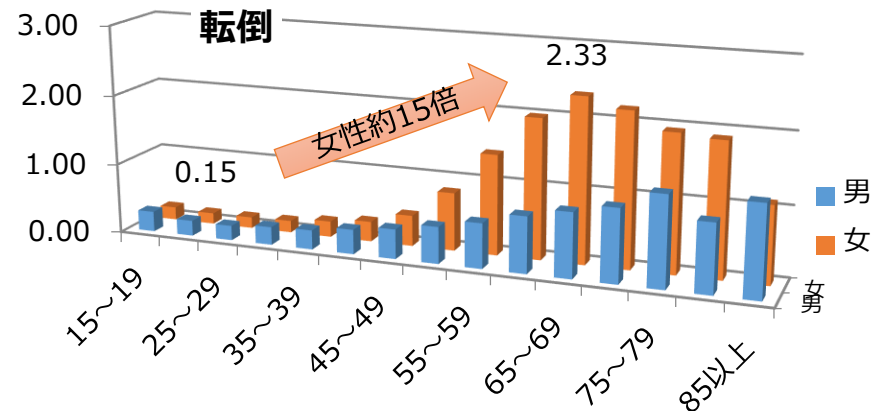
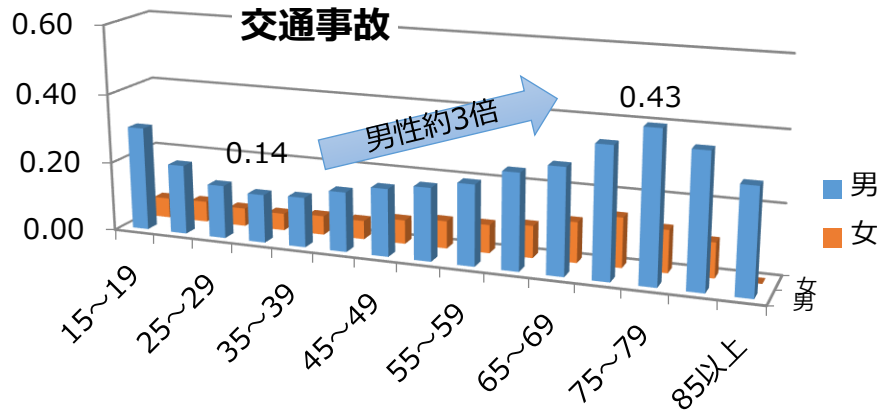
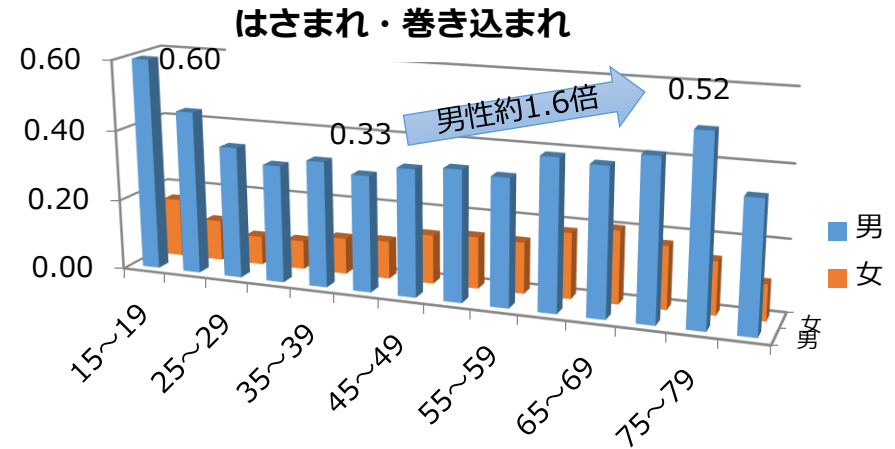
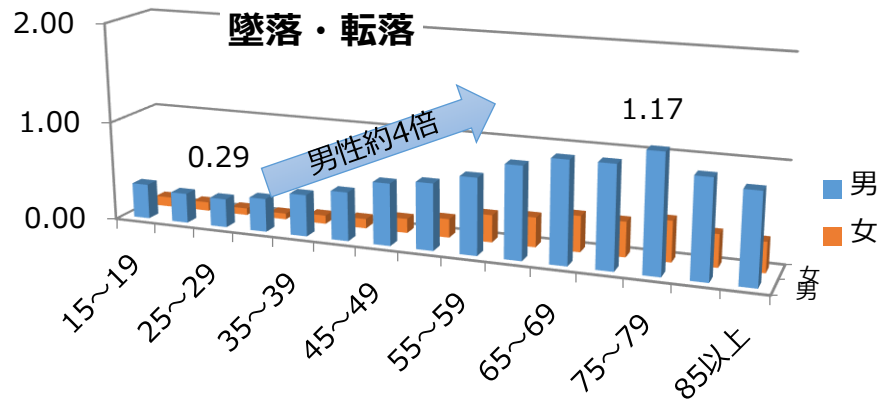
2 高齢労働者の労働災害防止対策の取組内容(複数回答) ※すべての事業所を100%として



出典：平成28年労働安全衛生調査（実態調査） 3

高齢労働者の労働災害の特徴

○転倒は、高齢になるほど災害発生率が上昇。高齢女性の災害発生率は特に高い。

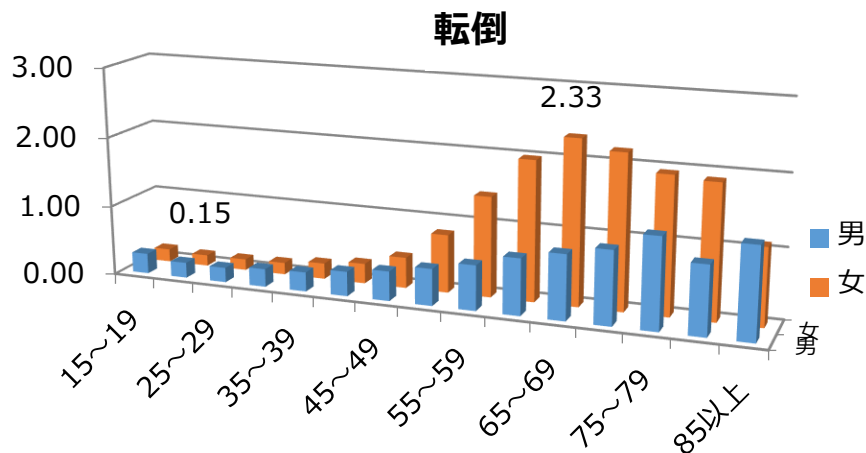


※千人率 = 労働災害による死傷者数 / その年の平均労働者数 × 1,000

※便宜上、15~19歳の死傷者数には14歳以下を含めた

データ出所：労働者死傷病報告（平成30年）、労働力調査（基本集計・年次・2018年）

高年齢労働者の労働災害の特徴（転倒災害について）



データ出所：労働者死傷病報告（平成30年）、労働力調査（基本集計・年次・2018年）

※千人率=労働災害による死傷者数/その年の平均労働者数×1,000

※便宜上、15~19歳の死傷者数には14歳以下を含めた

○労働災害のカウント＝休業4日以上の労働災害。

⇒転倒だけでは労働災害にはカウントされず、4日以上の休業が見込まれるケガ等をした時に初めてカウントされる。

⇒一般的に転倒によるケガで考えられるような擦り傷、軽い打撲などではカウントされず、通常は骨折など、治療に時間を要するケガをしてカウントされる。

⇒「転倒」という事象数の統計データはないが、労働災害のカウント方法から、高齢者は、転倒により重篤なケガを負う可能性が高い？

○女性労働者においては、特に加齢による労働災害発生率の上昇が顕著。

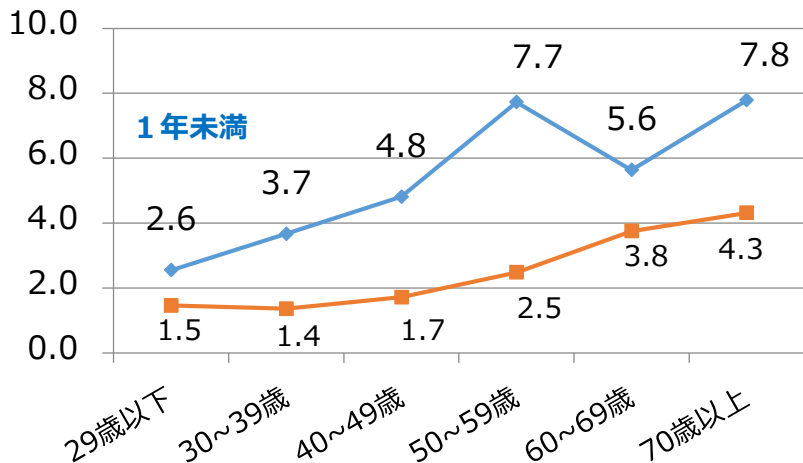
⇒高齢女性では、骨粗鬆症の有病率が男性より高い※ことが原因？

高年齢労働者の労働災害の特徴（経験年数、休業見込み期間）

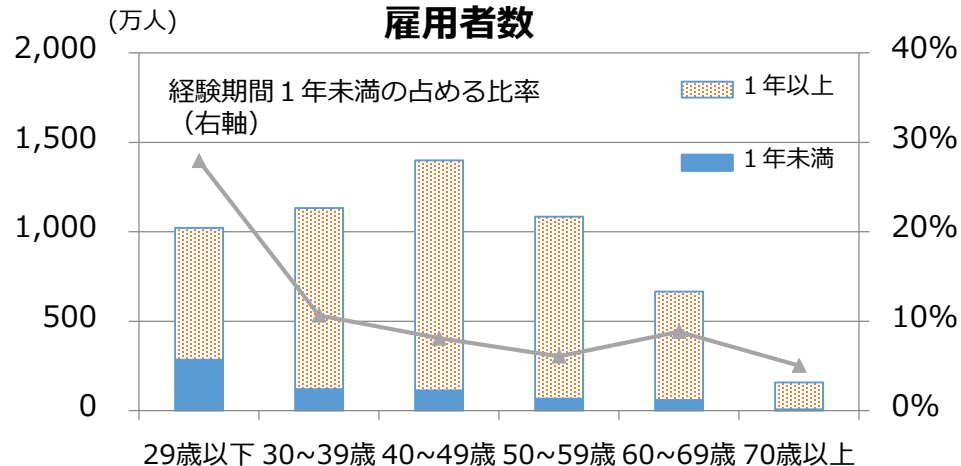
○災害発生率は、年齢が上がるにしたがって高くなり、全ての年齢層において経験期間が短いと高い。

○休業見込み期間は、年齢が上がるにしたがって高い。

年齢別・経験期間別 千人率

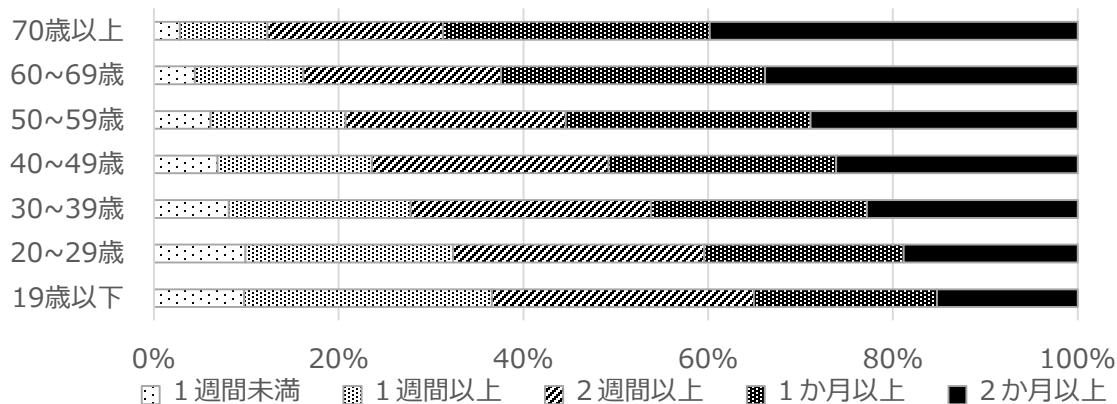


雇用者数



データ出所：
 労働者死傷病報告 休業4日以上死傷者数（平成30年）
 就業構造基本調査 全国結果（平成29年）-第61表（雇用者（会社などの役員を除く））

年齢別の休業見込み期間の長さ



高年齢労働者の安全と健康の確保に関するガイドライン (エイジフレンドリーガイドライン) の策定

- 高年齢労働者の労働災害増加等を踏まえ、厚生労働省で「人生100年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議」を開催（令和元年8月～12月、5回）。
- 検討会の報告を受け、「高年齢労働者の安全と健康の確保に関するガイドライン（通称エイジフレンドリーガイドライン）」を策定（令和2年3月16日）。

構成員

飯島 勝矢	東京大学高齢社会総合研究機構 教授
植村 佳代	株式会社日本政策投資銀行 業務企画部イノベーション推進室 副調査役
漆原 肇	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長
河合 雅司	産経新聞社 客員論説委員
木田 明	トヨタ自動車株式会社安全健康推進部健康推進室 室長
城内 博	日本大学理工学部 特任教授
鈴木 信生	日本労働安全衛生コンサルタント会 副会長
砂原 和仁	東京海上ホールディングス株式会社 人事部ウェルネス推進チーム 専門部長
高木 元也	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 安全研究領域 長兼建設安全研究グループ部長
高田 礼子	聖マリアンナ医科大学予防医学教室 教授
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センター センター長
乍 智之	JFEスチール株式会社 西日本製鉄所(倉敷地区)安全健康室ヘルスサポートセンター主任部員(係長)
東 祐二	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 障害工学研究部長
松田 晋哉	産業医科大学医学部公衆衛生学産業保健データサイエンスセンター 教授
松葉 斉	中央労働災害防止協会 健康快適推進部長
松本 吉郎	(公社)日本医師会 常任理事
南 健悟	日本大学法学部法律学科 准教授
矢田 玲湖	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 雇用推進・研究部長

(◎は座長、敬称略)

○ 検討事項

- (1) 高年齢労働者の特性の配慮した効果的な安全衛生教育のあり方
- (2) 高年齢労働者の労働災害防止に向けた安全対策について
- (3) 高年齢労働者の健康確保対策について
- (4) その他

○ 企業からのヒアリング（第1回、第2回で実施）

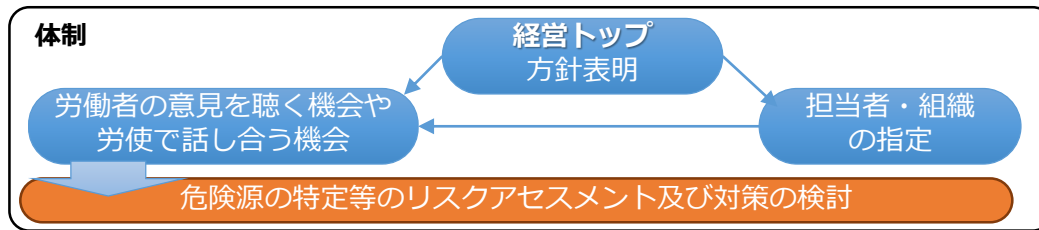
- JFEスチール(株)【製造業】
- (社福)目黒区社会福祉事業団【社会福祉施設】等

○ 専門家からの報告（第2回、第3回で実施）

- 飯島構成員 高齢者の筋肉虚弱とフレイル
- 植村構成員 先進技術等の紹介
- 東構成員 介護分野における自立支援技術の紹介
- 松葉構成員 高年齢労働者対策の取組の現状

エイジフレンドリーガイドラインの内容 ～事業者求められる事項～

- 各事業場の実情を踏まえた対応が必要。
- 全般的事項として、
 - ・経営トップによる方針表明及び体制（労働者からの意見聴取や労使の話し合いの場）整備
 - ・危険減の特定等のリスクアセスメントの実施



具体的取組		予防	把握・気づき	措置
場のリスク	安全衛生教育	身体機能を補う 設備・装置の導入 (本質的に安全なもの)	危険箇所、危険作業 の洗い出し	身体機能を補う 設備・装置の導入 (災害の頻度や重篤度を低減させるもの)
		メンタルヘルス対策 (セルフケア・ラインケア)	ストレスチェック ①個人、②集団分析	メンタルヘルス対策 (ラインケア・事業場内外資源によるケア) 職場環境の改善
		健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	働く高齢者の特性を考慮した作業管理
	人のリスク	運動習慣、食習慣等の 生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置 (労働時間短縮、 配置転換、療養のための休業等)
				健診後の面接指導、保健指導
				体力や健康状況に適合する業務の提供
	体力づくりの 自発的な取組の促進	安全で健康に働く ための体力チェック	低体力者への体力維持・向上に向けた指導	

エイジフレンドリーガイドラインの内容 ～事業者求められる具体的事項～

○職場環境の改善

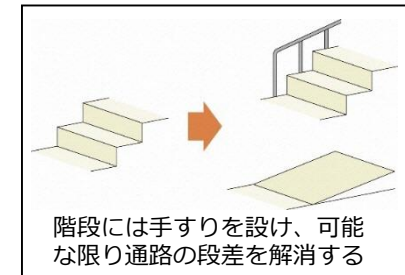
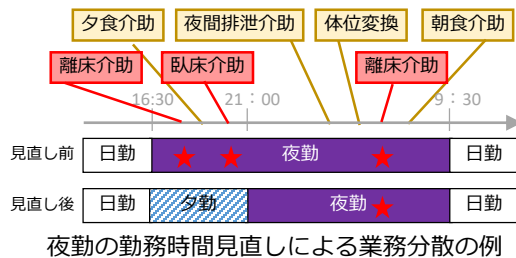
- ・身体機能の低下を補う設備・装置の導入（ハード面の対策）

例）照度の確保、段差の解消、滑り防止、休憩場所の整備、介護作業等にリフト機器を導入

- ・働く高齢者の特性を考慮した作業管理（ソフト面の対策）

例）勤務形態、勤務時間（短時間勤務等）の工夫

高齢者の身体特性を踏まえた作業マニュアルの策定（ゆとりのある作業スピードなど）



○働く高齢者の健康や体力の状況の把握

- ・健康診断

法定の健康診断は確実に実施。

地域の健康診断なども活用し、働く高齢者が自らの健康状況を把握する仕組みの導入。

- ・体力チェックによる働く高齢者の状況の把握

働く高齢者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるようにすることが重要。

体力チェックの実施に当たって、労働者の同意や結果の取扱いなど事業場内での手続きが必要。

例）加齢による心身の衰え（フレイル）のチェック項目などの導入

エイジフレンドリーガイドラインの内容 ～事業者求められる具体的事項～

○働く高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- ・個人ごとの健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置

脳・心臓疾患の原因となる基礎疾患によっては、労働時間の短縮や深夜労働の回数の減少

- ・働く高齢者の状況に応じた業務の提供

個々の労働者の体力、健康状況等に応じて、安全・健康の点で適合する業務を提供するよう努める

- ・心身両面にわたる健康保持増進措置

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」により、組織的に対応
身体機能の向上又は回復のための取組の実施が望ましい。

ストレスチェックの確実な実施と集団分析を通じた職場のメンタルヘルス対策の実施



全国の体操動画やリーフレットの
紹介(厚労省HP) →



転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」
(厚生労働科学研究機補助金の研究の一環として制作)

- ・安全衛生教育

法定の安全衛生教育（雇入れ時教育、特別教育、技能講習等）の実施の徹底。

高齢者を対象とする場合は、時間をかけ、写真や図等を活用。

経験のない業種、業務に従事する高齢者に対しては、特に定年な教育訓練。

管理監督者や教育担当者に対しても高齢者対策の教育を行う。

エイジフレンドリーガイドラインの内容

～労働者に求められる具体的事項～

一人一人の労働者が生涯にわたり健康で長く活躍できるよう、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むことが必要

- ・ 自分の身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- ・ 法定の定期健康診断を必ず受ける
- ・ 法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健の特定健康診査等を受けるよう努める
- ・ 体力チェック等に参加し、自身の体力水準について確認し、体力の維持改善に努める
- ・ 健康に関する情報に関心を持ち、ヘルスリテラシーの向上に努める
- ・ 適正体重を維持する、栄養バランスの良い食事をとるなど、食習慣や食行動の改善に取り組む

エイジフレンドリーガイドライン実施のための施策 (令和2年度のもの)

ニーズ	支援策	中小企業等	大企業
ガイドラインについて詳しく知りたい	セミナー事業	○	○
ガイドラインの取組について支援が欲しい	エイジフレンドリー補助金	○	×
ガイドラインの取組を行うに当たって専門家に助言して欲しい	災防団体による個別支援事業	○ (無料)	△ (有料)
	労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断	△ (有料)	△ (有料)
自社の取組（製品）の効果が分からないので証明して欲しい	高年齢労働者安全衛生対策実証等事業	○	○

エイジフレンドリーガイドライン実施のための施策 (エイジフレンドリー補助金と実証等事業について)

エイジフレンドリー補助金

60歳以上の高齢労働者を雇用する中小企業等の事業者に対して、高齢労働者の労働災害防止の観点から講じる措置に係る経費を補助（補助率1/2、上限100万円）

【令和2年度】

①、②を審査し、優先順位を付け、
有識者会議の承認

申請

審査

交付

審査項目

- ①形式要件：企業規模、高齢者（60歳以上）の雇用状況等
- ②技術的要件：申請した取組が労働災害防止に有効か

予算状況に応じて、①が良好（企業規模が小さく、高齢者を多く雇用）でAのものは早期に交付

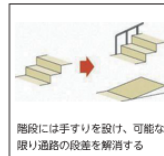
申請取組内訳

- A：ガイドラインに明記されるなど、効果が明らかなもの
- B：効果はありそうだが、検証に時間がかかりそうなもの
- C：明らかに効果がないもの

介護用リフト、手すり、熱中症予防対策など
先進的・独創的技術など



リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制



階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する

補助対象（一部抜粋）

【令和3年度】

（事業継続の場合）

申請取組内訳

- A：ガイドラインに明記されるなど、効果が明らかなもの **+前年度実証技術の一部**
- B：効果はありそうだが、検証に時間がかかりそうなもの
- C：明らかに効果がないもの

高齢労働者安全衛生対策実証等事業

独創的・先進的（※）な高齢労働者向け安全衛生対策を実地で検証し、その結果（＝効果）を公表する

技術募集

技術選定

技術実証

技術募集

実証結果の広報

Bのうち一部を実証

※独創的・先進的とは、性能面の独創性等だけではなく、従来の技術と比較して安価であることなども含まれる。

エイジフレンドリーガイドライン実施のための施策 (中小規模事業場安全衛生サポート事業個別支援)

- 労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行うもの。
- 中小規模事業場については費用は無料。

個別支援の方法

- 専門家による現場確認
専門職員が2時間程度で現場確認とヒアリングを行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握。
- 結果報告
専門職員が現場確認の結果を踏まえたアドバイスを行う。
例) 転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防のアドバイス
現場巡視における目の付け所のアドバイス
災害の芽となる「危険源」を見つけ、リスク低減の具体的方法をアドバイス
- 作業員・従業員への研修・講演
上記結果報告に係るテーマについて、専門家が事業場の従業員に研修等の教育を行う。

労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会技術支援部業務調整課	03-3452-6366 (下記以外)
・建設業労働災害防止協会技術管理部指導課	03-3453-0464 (建設業関係)
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会技術管理部	03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)
・林業・木材製造業労働災害防止協会教育支援部	03-3452-4981 (林業・木材製造業関係)
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会技術管理部	03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

高齢者の戦力化のための条件整備の個別相談

高齢者戦力化のための条件整備について
65歳超雇用推進プランナー
高齢者雇用アドバイザーにご相談ください!



65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーは、全国のハローワークと連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援しています!

65歳超雇用推進プランナー・ 高齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている外部の専門家です。

- 企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだことのある人事労務管理担当経験者
 - 経営コンサルタント
 - 社会保険労務士
 - 中小企業診断士
 - 学識経験者
- など



相談・助言

無料

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関する事
- 賃金、退職金制度の整備に関する事
- 職場の改善、職域開発に関する事
- 能力開発に関する事
- 健康管理に関する事
- その他高齢者等の雇用問題に関する事

機構HPはこちら



- お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp>) からご覧いただけます。
- 「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

ご清聴ありがとうございました。

高年齢労働者の労働災害防止対策についての情報は
[厚生労働省ホームページ](#)に掲載しています

